

令和6年度



ごみ収集カレンダー



A
地区

宿・西・関場・中道・幸谷
堤向・万年・北河原・早井
砂場・丸田・堀割・四ツ家
三ツ家・小巻・広田・竜町歩
藤蔵・大鍋・生鍋・小林町歩
内野

収集日の朝7:00~8:00までに集積所へ出して下さい。

4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	燃えるごみ	資源ごみ	燃えるごみ		燃えるごみ	粗大ごみ
7	8	9	10	11	12	13
	燃えるごみ		燃えるごみ		燃えるごみ	燃えないごみ
14	15	16	17	18	19	20
	燃えるごみ	資源ごみ	燃えるごみ		燃えるごみ	
21	22	23	24	25	26	27
	燃えるごみ		燃えるごみ		燃えるごみ	
28	29	30				
	燃えるごみ	資源ごみ				

5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			燃えるごみ			
5	6	7	8	9	10	11
	燃えるごみ		燃えるごみ		燃えるごみ	粗大ごみ
12	13	14	15	16	17	18
	燃えるごみ	資源ごみ	燃えるごみ		燃えるごみ	燃えないごみ
19	20	21	22	23	24	25
	燃えるごみ		燃えるごみ		燃えるごみ	
26	27	28	29	30	31	
	燃えるごみ	資源ごみ	燃えるごみ		燃えるごみ	

6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
						粗大ごみ
2	3	4	5	6	7	8
	燃えるごみ		燃えるごみ		燃えるごみ	燃えないごみ
9	10	11	12	13	14	15
	燃えるごみ	資源ごみ	燃えるごみ		燃えるごみ	
16	17	18	19	20	21	22
	燃えるごみ		燃えるごみ		燃えるごみ	
23	24	25	26	27	28	29
	燃えるごみ	資源ごみ	燃えるごみ		燃えるごみ	
30						

7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	燃えるごみ		燃えるごみ		燃えるごみ	粗大ごみ
7	8	9	10	11	12	13
	燃えるごみ	資源ごみ	燃えるごみ		燃えるごみ	燃えないごみ
14	15	16	17	18	19	20
	燃えるごみ		燃えるごみ		燃えるごみ	
21	22	23	24	25	26	27
	燃えるごみ	資源ごみ	燃えるごみ		燃えるごみ	
28	29	30	31			
	燃えるごみ		燃えるごみ			

8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
					燃えるごみ	粗大ごみ
4	5	6	7	8	9	10
	燃えるごみ	資源ごみ	燃えるごみ		燃えるごみ	燃えないごみ
11	12	13	14	15	16	17
	燃えるごみ		燃えるごみ		燃えるごみ	
18	19	20	21	22	23	24
	燃えるごみ	資源ごみ	燃えるごみ		燃えるごみ	
25	26	27	28	29	30	31
	燃えるごみ		燃えるごみ		燃えるごみ	

9月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	燃えるごみ	資源ごみ	燃えるごみ		燃えるごみ	粗大ごみ
8	9	10	11	12	13	14
	燃えるごみ		燃えるごみ		燃えるごみ	燃えないごみ
15	16	17	18	19	20	21
	燃えるごみ	資源ごみ	燃えるごみ		燃えるごみ	
22	23	24	25	26	27	28
	燃えるごみ		燃えるごみ		燃えるごみ	
29	30					
	燃えるごみ					

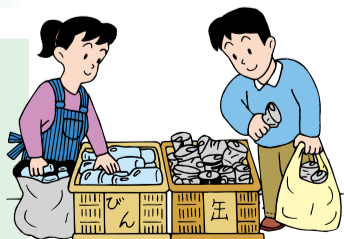
粗大ごみについて

粗大ごみを出される時は、前月末までに役場へ電話予約が必要となります。
粗大ごみ専用ステッカーを貼って、収集日に集積所へ出してください。
※大きさに制限がありますので、予約の際、ご相談ください。

浄化槽使用について

浄化槽使用者は、以下のことが義務となっております。

- ・定期的に保守点検を実施してください。
- ・年1回以上の清掃を実施してください。
- ・茨城県水質保全協会(TEL 029-291-4000)による法定検査を必ず受けましょう。



し尿収集業者及び浄化清掃業者について

し尿収集運搬及び浄化槽清掃者は、町で許可を受けた業者に依頼してください。

(株)河内クリーン TEL (86)2908
(有)利根興産 TEL (68)4488

家電リサイクル法対象製品(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)の処分について

家電リサイクル法対象製品の処分については、原則として購入店や買い替え時に家電販売店に処分を依頼することになっています。ただし、購入店等で処分が困難な方は、下記業者へご相談ください。(処分料金として：家電リサイクル料金+取扱手数料)

(有)岡野電気商会(長竿) TEL (84) 3333
(株)江口電気商会(金江津) TEL (86) 2627

お問い合わせは 河内町役場 生活環境課
TEL (84) 2111(代)

令和6年度



ごみ収集カレンダー



A
地区

宿・西・関場・中道・幸谷
堤向・万年・北河原・早井
砂場・丸田・堀割・四ツ家
三ツ家・小巻・広田・竜町歩
藤蔵・大鍋・生鍋・小林町歩
内野

収集日の朝7:00~8:00までに集積所へ出して下さい。

10月

日	月	火	水	木	金	土
		1 資 源 ご み	2 燃 え る ご み	3	4 燃 え る ご み	5 粗 大 ご み
6	7 燃 え る ご み	8	9 燃 え る ご み	10	11 燃 え る ご み	12 燃 え な い ご み
13	14 燃 え る ご み	15 資 源 ご み	16 燃 え る ご み	17	18 燃 え る ご み	19
20	21 燃 え る ご み	22	23 燃 え る ご み	24	25 燃 え る ご み	26
27	28 燃 え る ご み	29 資 源 ご み	30 燃 え る ご み	31		

11月

日	月	火	水	木	金	土
					1 燃 え る ご み	2 粗 大 ご み
3	4 燃 え る ご み	5	6 燃 え る ご み	7	8 燃 え る ご み	9 燃 え な い ご み
10	11 燃 え る ご み	12 資 源 ご み	13 燃 え る ご み	14	15 燃 え る ご み	16
17	18 燃 え る ご み	19	20 燃 え る ご み	21	22 燃 え る ご み	23
24	25 燃 え る ご み	26 資 源 ご み	27 燃 え る ご み	28	29 燃 え る ご み	30

12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 燃 え る ご み	3	4 燃 え る ご み	5	6 燃 え る ご み	7 粗 大 ご み
8	9 燃 え る ご み	10 資 源 ご み	11 燃 え る ご み	12	13 燃 え る ご み	14 燃 え な い ご み
15	16 燃 え る ご み	17	18 燃 え る ご み	19	20 燃 え る ご み	21
22	23 燃 え る ご み	24 資 源 ご み	25 燃 え る ご み	26	27 燃 え る ご み	28
29	30 燃 え る ご み	31				

1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4 燃 え る ご み
5	6 燃 え る ご み	7	8 燃 え る ご み	9	10 燃 え る ご み	11 粗 大 ご み
12	13 燃 え る ご み	14 資 源 ご み	15 燃 え る ご み	16	17 燃 え る ご み	18 燃 え な い ご み
19	20 燃 え る ご み	21	22 燃 え る ご み	23	24 燃 え る ご み	25
26	27 燃 え る ご み	28 資 源 ご み	29 燃 え る ご み	30	31 燃 え る ご み	

2月

日	月	火	水	木	金	土
						1 粗 大 ご み
2	3 燃 え る ご み	4	5 燃 え る ご み	6	7 燃 え る ご み	8 燃 え な い ご み
9	10 燃 え る ご み	11 資 源 ご み	12 燃 え る ご み	13	14 燃 え る ご み	15
16	17 燃 え る ご み	18	19 燃 え る ご み	20	21 燃 え る ご み	22
23	24 燃 え る ご み	25 資 源 ご み	26 燃 え る ご み	27	28 燃 え る ご み	

3月

日	月	火	水	木	金	土
						1 粗 大 ご み
2	3 燃 え る ご み	4	5 燃 え る ご み	6	7 燃 え る ご み	8 燃 え な い ご み
9	10 燃 え る ご み	11 資 源 ご み	12 燃 え る ご み	13	14 燃 え る ご み	15
16	17 燃 え る ご み	18	19 燃 え る ご み	20	21 燃 え る ご み	22
23	24 燃 え る ご み	25 資 源 ご み	26 燃 え る ご み	27	28 燃 え る ご み	29
30	31 燃 え る ご み					

粗大ごみについて

粗大ごみを出される時は、前月末までに役場へ電話予約が必要となります。
粗大ごみ専用ステッカーを貼って、収集日に集積所へ出してください。
※大きさに制限がありますので、予約の際、ご相談ください。

浄化槽使用について

浄化槽使用者は、以下のことが義務となっております。
・定期的に保守点検を実施してください。
・年1回以上の清掃を実施してください。
・茨城県水質保全協会(TEL 029-291-4000)による法定検査を必ず受けましょう。



し尿収集業者及び浄化清掃業者について

し尿収集運搬及び浄化槽清掃者は、町で許可を受けた業者に依頼してください。

(株)河内クリーン TEL (86)2908
(有)利根興産 TEL (68)4488

家電リサイクル法対象製品(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)の処分について

家電リサイクル法対象製品の処分については、原則として購入店や買い替え時に家電販売店に処分を依頼することになっています。ただし、購入店等で処分が困難な方は、下記業者へご相談ください。(処分料金として：家電リサイクル料金+取扱手数料)
(有)岡野電気商会(長竿) TEL (84) 3333
(株)江口電気商会(金江津) TEL (86) 2627

お問い合わせは 河内町役場 生活環境課
TEL (84) 2111(代)